



京都市

DV相談支援センター通信

発行者：京都市DV相談支援センター
DVよくない
 TEL：(075) 874-4971

創刊号

【相談受付日時：月曜～土曜日（日曜・祝日・12/29～1/3を除く） 9時～17時15分】

開所に当たって

この世界を、暴力の被害者や子どもにとってより安全なものとするために、今、私たちは立ち上がらなければなりません。暴力は我慢することで広がります。しかし、すべての人々が暴力を許さないという思いと行動を共有すれば、暴力を減らすことができます。



京都市長 門川 大作

近年、全国の配偶者暴力相談支援センターへ寄せられるDV被害者本人からの相談件数は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行（平成13年度）以来、2倍以上に増加しています。また、京都市男女共同参画センター「ウィングス京都」の「女性への暴力専門相談」に寄せられる件数も増加傾向にあります。

その一方で、本市が平成19年度に実施した「京都市配偶者等からの暴力に関する調査」の結果を見ると、公的機関や専門機関に相談している方の比率は1割に満たず、約65%もの人が、「誰にも相談しなかった」と答えるなど、被害が顕在化していない実態が浮かび上がっています。

支援を必要としている被害者を専門機関につなぎ、被害者の抱える複合的な問題を解決していくためには、市民の皆様をはじめ、地域における関係諸機関との連携・協力が不可欠です。

本市では、暴力で苦しむ人々を守るDV対策事業を計画的・総合的に進めていくため、平成23年3月に「京都市DV対策基本計画」を策定しました。そして、DV対策の中核的施設となる「京都市DV相談支援センター」を設置し、相談から自立支援まで、継続的な被害者支援に重点的に取り組んでまいります。

すべての人が安全で安心して暮らせる社会を実現するためには、あらゆる暴力を許さない社会を目指す絶え間ない取組が必要です。本市では、これからも京都府をはじめ、民間支援団体、関係機関と連携し、職員一丸となって、暴力で苦しむ人々を守る取組を全力で進めてまいります。

市民の皆さん！共に力を合わせて、暴力を根絶する行動の輪を広げていきましょう！

平成23年10月

DVとは・・・配偶者（事実婚・元配偶者を含む）や恋人など
 親密な関係にある男女間における暴力

・「開所に当たって」京都市長 門川 大作	1
・京都市DV対策基本計画	2
・京都市DV相談支援センターの概要	3
・パープルリボン／支援カード（みやこパープルカード）	4

京都市DV対策基本計画

計画期間：平成23(2011)年度～平成32(2020)年度

京都市では、これまでから被害者相談の実施や関係機関の連携強化のための「京都市域の女性への暴力に関するネットワーク会議」の設置など、DV被害者の自立支援等に取り組んできました。

また、京都市男女共同参画センター「ウィングス京都」においては、一般相談や「女性への暴力専門相談」を実施し、DV被害者の相談への対応・支援に当たってきました。

DVに関する相談件数が増加傾向にある中、「配偶者暴力防止法」の一部改正（平成20年1月施行）により、市町村においても基本計画の策定や配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務とされたことを受け、平成23年3月に策定した「第4次京都市男女共同参画計画きょうと男女共同参画推進プラン」の基本目標1-2「配偶者等からの暴力の根絶」を「京都市DV対策基本計画」と位置付け、京都市DV相談支援センターを設置しました。

また、上記の「京都市域の女性への暴力に関するネットワーク会議」を再編し、行政機関や民間支援団体等との連携した対応をより一層図るため、新たに京都市・京都府合同による「配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議」（詳細P3参照）を平成23年3月に設置しました。

京都市DV対策基本計画の概要及び京都市DV相談支援センターの位置付け

京都市DV相談支援センターを設置することで、「被害者の早期発見及び相談体制の充実」「被害者の保護及び自立支援の充実」を図り、DV対策の取組をより一層総合的・計画的に進めていきます。

①市民への普及啓発

- ・DV根絶のための市民への普及啓発
- ・若年層を対象とした啓発
- ・インターネットを活用した効果的な情報提供
- ・学校における人権教育の推進
- ・各種相談機関等の支援策の周知

②被害者の早期発見及び相談体制の充実

- ・「京都市DV相談支援センター」の設置
- ・各種相談機関による相談体制の充実
- ・行政窓口職員等を対象とした二次的被害を防ぐための研修の実施

③被害者の保護及び自立支援の充実

- ・一時保護が行われるまでの緊急避難場所の確保
- ・「京都市DV相談支援センター」等における被害者の自立に向けた支援
- ・被害者の情報管理と被害者に配慮した各種制度の運用
- ・ボランティアを活用した支援の実施

④関係機関との連携協力の推進

- ・行政機関内部における連携
- ・民間支援団体等とのネットワークの強化
- ・苦情の迅速かつ適切な処理



京都市DV相談支援センターの概要

「配偶者暴力防止法」において、市町村においても基本計画の策定や配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務とされたことを受け、平成23年3月に「京都市DV対策基本計画」を策定し、DV対策の中核的施設として京都市DV相談支援センターを設置しました。センターを設置することで、「被害者の早期発見及び自立支援の充実」を図り、DV対策の取組をより一層総合的・計画的に進めていきます。センターでは、既存の施設を有効的に活用し、被害者ひとりひとりの自立に向けて総合的にコーディネートし、被害者に寄り添いながらサポートすることを目指します。

事業内容

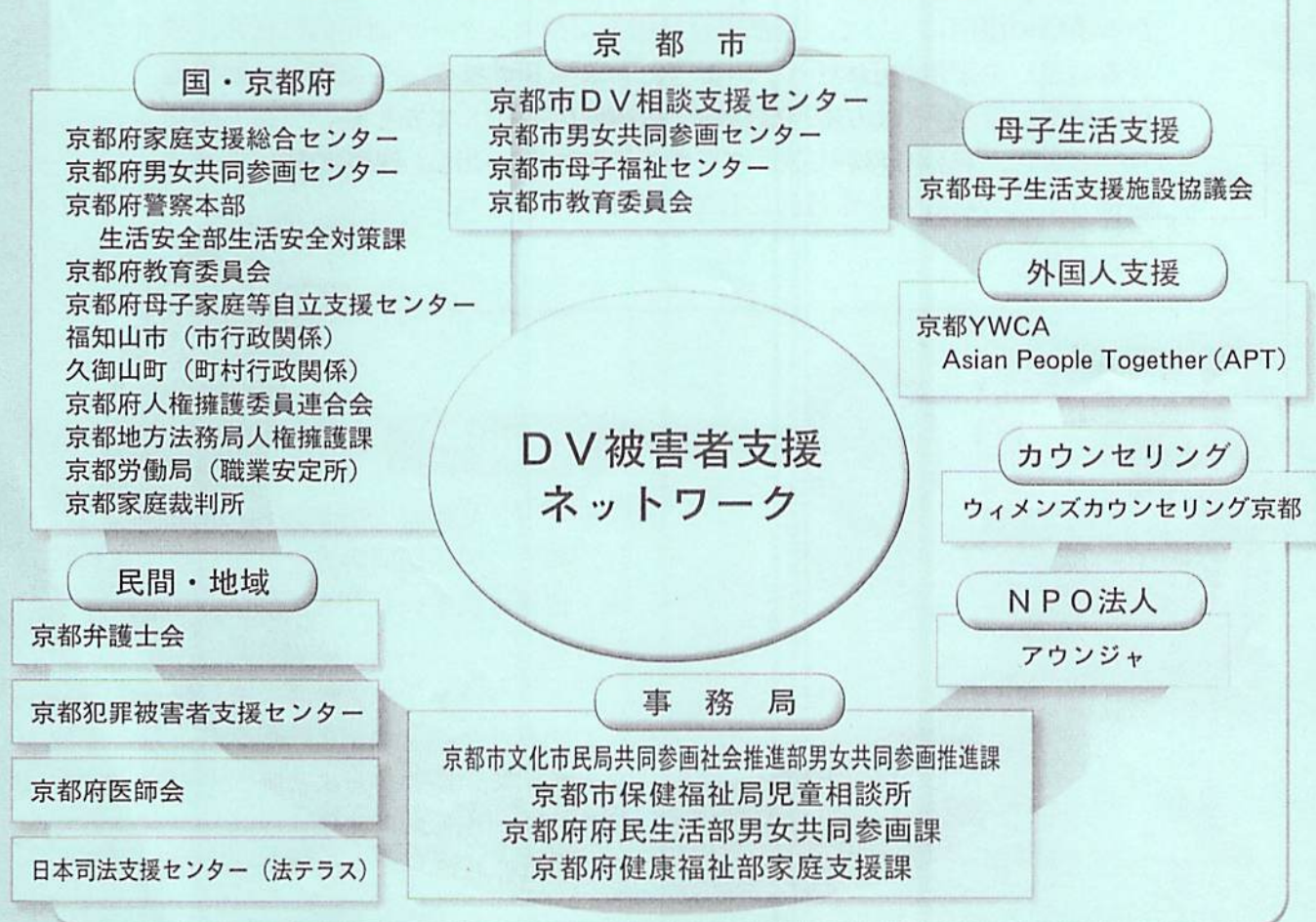
- ①相談・緊急ホットライン
- ②カウンセリング
- ③緊急時における安全の確保に向けた支援（一時保護を除く。）
- ④自立生活促進のための支援
- ⑤保護命令に係る情報提供
- ⑥保護施設に関する情報提供

など

～関係機関と連携しながら、相談から自立支援まで、
継続的な被害者支援に重点的に取り組めます。～

関係機関との連携

配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議参加機関



パープルリボン



パープルリボン…子どもや暴力の被害者にとって世界を安全なものとすることを目的として、平成6（1994）年、アメリカで近親姦やレイプの被害者によって生まれたものです。現在、40箇国以上の国際的なネットワークに発展し、「女性に対する暴力をなくす運動」のシンボルとして使われています。

支援カード（みやこパープルカード）

DV被害者の方が支援を受けるためには、複数の窓口に出向く必要がありますが、加害者に遭遇する危険性が高まること、繰り返し自身のおかれた状況を説明することは心理的に大きな負担となることが指摘されています。

京都市DV相談支援センターでは、そのような負担を少しでも軽減するように、支援カード（みやこパープルカード）を作成しました。

みやこパープルカードは、希望される被害者の方に配布し、各手続きにかかる事情の説明について、京都市DV相談支援センターが補足的に伝え、被害者の思いや事情が伝わりやすいようにサポートすることを記載し、回復過程の中で、安全を守る方法や緊急時、精神的に不安になるときや気持ちが揺らぐときに、自分を理解し支えてくれる存在を思い出し、解決に向けた意欲を持ち続けられることを目的にしています。

Miyako Purple Card



編集後記

京都市DV相談支援センターの開所に当たり、多くの関係機関の方々に、研修や資料提供・情報提供をいただき、勉強してまいりました。

一人でも多くのDV被害で思い悩み、苦しんでいる方々に、センターの存在を知っていただき、関係機関の方々と協力しながら、その方らしい生活ができるように、一緒に考えていけたらと思っています。

(ひ)

